

令和2年7月1日発行
令和2年9月1日改訂
令和3年5月24日改訂
令和5年1月20日改訂
令和5年5月25日改訂

学校・園における新型コロナウイルス感染症対応 ガイドライン

世田谷区教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日付けで、感染症法上の5類感染症へ移行し、学校・園での対応についても大きく見直しがされることとなりました。

この度の見直しでは主に、教育活動の運営において、家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生などの指導を継続し、感染症が落ち着いている平時においては、これら以外の特段の感染症対策は実施しないこととなりました。

教育委員会では、文部科学省のガイドライン等を踏まえ、学校や園の運営上取るべき感染症リスクの低減策としてのガイドラインを改訂しました。各学校や幼稚園・認定こども園におかれましては、本ガイドラインを参考に、引き続き感染拡大を防止するため、感染症対策に配慮するようよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止の徹底に努め、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことを通じて、偏見や差別が生じないように十分な配慮していただくようお願いいたします。

このガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえながら、必要に応じ改訂、追加していきます。

目 次

I 学校、園の運営

1 平時から求められる感染症対策

(1) 幼児・児童・生徒の健康確認

- ① 幼児・児童・生徒の健康観察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 学校・園内で児童生徒等の風邪症状を確認した場合・・・・・・・・ 1

(2) 児童生徒等の感染予防

- ① 抵抗力を高める・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ② 手洗い、咳エチケットの徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ マスク等の着用・使用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

(3) 教職員等（外部人材含む）の感染予防・・・・・・・・・・・・・・ 5

(4) 児童生徒等と同居する保護者等への依頼・・・・・・・・・・・・・・ 5

(5) 学校・園内の環境衛生

- ① 石けんや消毒用アルコールの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ② 換気・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- ③ 清掃・消毒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 感染流行時における感染症対策について

(1) マスクの取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(2) 身体的距離の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(3) 感染リスクが比較的高い活動場面での対応・・・・・・・・・・・・・・ 8

(4) 儀式的行事等の学校行事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

(5) 部活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

(6) 給食等の食事をとる場面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

3 登校・登園の判断

(1) 風邪症状を確認した児童生徒等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(2) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等 主治医等との相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

(3) その他の自宅休養の判断・目安・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

(4) 出席停止等について

- ① 出席停止等の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ② 月例報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

4 学校給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

5	教育活動上の留意	
	(1) 感染症対策について	14
	(2) ICTの活用等による学習指導	14
6	児童生徒の学習支援	14
7	教育活動の見直し	14
8	コロナ感染者、マスクをつける・つけない等に対する偏見や差別への対処	14

II 陽性者等が発生した場合

1	コロナ感染者が発生した場合	
	(1) 児童生徒等が陽性者の場合	16
	(2) 臨時休業（学級閉鎖等）基準及び期間	16
	(3) 学級閉鎖の判断にかかる連絡先（平日）	17
	(4) 学級閉鎖等の判断にかかる連絡先（週休日）	17
	(5) 教職員・学校/園内関係者（委託事業者等）の感染が判明した場合	17
	(6) 教育委員会内での主な担当および平日連絡先について	18
2	陽性者等が発生した場合の備え	18

問い合わせ先一覧	19
----------	----

<添付資料>

- 資料1 出席停止等取り扱い表（令和5年5月8日版）
- 資料2 保護者学級閉鎖決定緊急メール__全校
- 資料3 学級閉鎖解除メール__全校あて

<通知関連>

- 通知1 文科省 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」2023年5月8日～
- 通知2 文科省 令和5年4月28日付5文科初第345号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
- 通知3 学校健康推進課 令和4年8月25日付事務連絡「学校等欠席者・感染症情報システム導入に伴う学校における感染症対応について（依頼）」

I 学校・園の運営

1 平時から求められる感染症対策

(1) 幼児・児童・生徒の健康確認

① 幼児・児童・生徒の健康観察

- 学校・園では、家庭での日々の健康観察をもとに、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状（以下、「風邪症状」）がある場合は、症状がなくなるまでは無理をせずに、自宅で休養するよう指導してください。なお、コロナの感染でない場合や症状があってもコロナの感染が疑われない場合は、原則、欠席扱いとなります。なお、その後、コロナの感染が判明した場合は発症日に遡って出席停止となります。
- これまで実施していた児童生徒等の体温を毎日チェックし、学校・園に提出してもらった取り組みは特に症状等がない場合には、不要です。

※ 児童生徒等の欠席等の連絡は、学校・園は電話やメール（すぐーる）で、ICTも活用し方法を工夫してください。

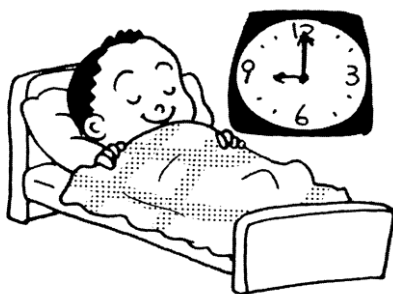
② 学校・園内で児童生徒等に風邪症状を確認した場合

- 必要に応じて保護者に連絡し、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。
- 低年齢の児童等について、保護者の引き取りまでの間等、学校・園にとどまるケースが想定されます。その場合は必要に応じて他の者との接触を避けるなどの配慮をしてください。
- 保護者の引き取りまでの待機時間は、養護教諭はじめ担任など教職員が連携して対応してください。

(2) 児童生徒等の感染予防

① 抵抗力を高める

- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるように指導してください。また、ワクチン接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されています。



チェックしてみませんか わが家の食事

	1群	2群	3群	4群	5群	6群	合計
6つの基礎食品							
あさ							
ひる							
ばん							
計							

計算方法

- ★1わく1点です。
- ★6つのグループすべて食べたら合計点にプラス1点。
- ★あさ・ひる・ばん3回食事をしたら合計点にプラス1点。

合計 点

まあ安心 **18点以上** ...バランスのとれた食事をしています。

少し工夫を **15~17点** ...足りないグループの食べ物を持ってきてあげてください。

まあ大変 **14点以下** ...もっとがんばろう!

キミは何点?

② 手洗い、咳エチケットの徹底

- 登校時や外から教室に入る時、トイレの後、給食の前後などのタイミングでこまめに、かつ丁寧に手洗いを行うよう指導してください（手指の消毒は不要）。
- 手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないよう指導してください。
- 咳エチケット（咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側等を使って、口や鼻をおさえる）を指導してください。

正しい手の洗い方



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

（出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用）

手洗いの6つのタイミング



(出典：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～について（通知）（文部科学省）を加工して使用)



(出典：令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）（文部科学省）を加工して使用)

③ マスク等の着用・使用

- 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。
ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。
また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒や、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、そういった者にマスクの着脱を強いることのないようにしてください。
- 給食時や授業時においては、原則としてパーティションは不要です。
- マスクを着用する場合、マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあります。息苦しい等体調がすぐれない場合や、気温が高く熱中症のリスクが高い状況の場合は、マスクを外し水分補給や休憩をする等の指導を徹底してください。

【重要：人権への配慮のお願い】

様々な理由からマスクの着用を希望する方や着用が難しい方がいます。マスクの着用・不着用に当たり、誤解や偏見に基づく不当な差別、いじめにつながるよう、あわせてご指導いただきますようお願いいたします。なお、マスクの着用・不着用は強制できるものではありません。

参考：厚生労働省 HP「新型コロナウイルスマスクの着用について」

新型コロナウイルス
感染症予防のために
(厚生労働省HP)



(3) 教職員等（外部人材含む）の感染予防

- 教職員等は、児童生徒等と接することを十分に意識し、手洗い、咳エチケット、自身の健康管理の感染症対策を徹底してください。
- 校長・園長は、教職員等に、自身の健康状態を把握し、風邪症状がないか等を日々確認するように指示してください。
- 教職員等は風邪症状がある場合は、速やかに校長・園長に報告し、必要に応じて校長・園長は教職員等に自宅で休養するよう指示してください。

(4) 児童生徒等と同居する保護者等への依頼

- 保護者へ、健康観察を十分行うよう指導し、風邪症状がある場合は無理をせず休養させることを依頼してください。
- 児童生徒等に発熱や咳・痰、全身のだるさなどの症状がある場合は、かかりつけ医療機関または住所地の新型コロナウイルス感染症相談センター等に電話で相談するよう伝え、その結果については、学校・園へ報告するよう依頼してください。
また、相談先などについては、世田谷区 HP で最新の状況を確認するよう伝えてください。
- 児童生徒等が、新型コロナウイルス感染症陽性となった場合（疑いも含む）は、学校・園へ報告するよう依頼してください。

<参考>2023.5現在

新型コロナウイルスに関する相談先

～ 一般的な相談や、発熱や咳があるなど体調が悪い時 ～

- 症状がある場合はかかりつけ医に電話で相談してください。
- かかりつけ医がないなど、相談する医療機関が無い場合は以下へ。

<発熱新型コロナ相談センター>

世田谷区 050-3665-7973 平日 8:30～17:00

東京都 0120-670-440

24時間対応（土日祝日含む）

(5) 学校・園内の環境衛生

① 石けんや消毒用アルコールの設置

- 手指衛生については、流水や石けんを用いてこまめに丁寧に手洗いすることを基本とし、流水で手洗いができない（困難な）場合は、消毒用アルコールを含んだ手指消毒液を使用する等工夫してください。
- これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校・園に出入りする関係者の間でも心掛けるようにします。
- 石けんやアルコールに過敏に反応する等、手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗ってください。なお、石けんは、肌や環境への影響が少ないものを選んで使用してください。

**石けんやハンドソープを使った
丁寧な手洗いを行ってください。**



手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

手洗い		残存ウイルス
手洗いなし		約 100 万個
石けんや ハンドソープで 10 秒もみ洗い後 流水で 15 秒すすぐ	1 回	約 0.01% (数百個)
	2 回 繰り返す	約 0.0001% (数個)

(森功次他：感染症学雑誌、80:496-500,2006 から作成)

(出典：厚生労働省及び経済産業省のリーフレット（次亜塩素酸ナトリウムの利用）（文部科学省）を加工して使用)

② 換 気

- 換気は、可能な限り常時行います。困難な場合は、こまめに（30分に1回以上）行います。また、2方向の窓を同時に開け、できるだけ気流が生じて空気を入れ替わるよう配慮してください。その際、空調や衣服による温度調整を含めて温度、湿度の管理に努めることも必要です。
- エアコンは室内の空気を循環させていることから、エアコン使用時においても換気を行ってください。
- 体育館のような広く天井の高い部屋でも人の密度が高い状態では換気を行ってください。
- 窓のない部屋は、常時、入り口を開ける、換気扇を使用する等、十分に換気に努めてください。また、その場合は、人の密度が高くないよう配慮することも必要です。
- 冬季は、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、換気の徹底がより重要になります。

③ 清掃・消毒

●清掃・消毒のポイント

- 通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はありません。
- トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。ただし、下痢・嘔吐症状のある児童生徒等が発生している場合や、感染性胃腸炎の流行期は1日1回以上消毒してください。なお、その際のトイレ等消毒については、次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。濃度は以下のとおりです。
 - 便器・便座等…0.1%
 - 便器便座以外…0.02%
- 器具・用具や清掃道具等共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導してください。

2 感染流行時における感染症対策について

校内で感染が流行している場合（学級閉鎖等を行っている場合）などには、下記の対応のほか、【通知1】文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」P7、第3章「感染流行時における感染症対策について」を参考に、一時的に活動場面に応じた対策を講じることを検討してください。

（1）マスクの取扱い

校内で感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにしてください。

（2）身体的距離の確保

換気を組み合わせつつ、児童生徒等の間隔を可能な範囲でとる。

（3）感染リスクが比較的高い活動場面での対応

以下に示すような各教科等における「感染リスクが比較的高い学習活動」の活動の場面では

- ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える
- ・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する

参考「感染リスクが比較的高い学習活動」

- ・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」
「一斉に大きな声で話す活動」 【各教科等共通】
- ・「児童生徒がグループで行う実験や観察」 【理科】
- ・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」 【音楽】
- ・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」 【図画工作、美術、工芸】
- ・「児童生徒がグループで行う調理実習」 【家庭、技術・家庭】
- ・「組み合ったり接触したりする運動」 【体育、保健体育】

（4）儀式的行事等の学校行事

儀式的行事のほか、体育的、文化的行事等の実施にあたっては、上記（3）の対策のほか、以下の対策や工夫を講じる。

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨
- ・アルコール消毒薬の設置
- ・可能な範囲で間隔を空ける
- ・ICTを活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催

(5) 部活動

上記(3)の対策のほか、以下の点に留意する。

- 教師や部活動指導員等が活動状況を確認する。
- 活動時間や休養日については、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)に準拠するとともに、「実施内容等に十分留意すること。
- そのほか、【通知1】文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)」を踏まえて対応する。

(6) 給食等の食事をとる場面

飛沫を飛ばさないように注意するほか、上記(3)の対策を講じる。

3 登校・登園の判断

(1) 風邪症状を確認した児童生徒等

- ・ P1 「(1) ①幼児・児童・生徒の健康観察」、P1 「(1) ②学校・園内で児童生徒等の風邪症状を確認した場合」を参照してください。

(2) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等

主治医等との相談

- ・ 保護者が主治医の見解を確認のうえ、学校・園と保護者で登校・登園の可否について相談し、配慮事項等を確認した上で、登校・登園を可能としてください。
- ・ 医師等の診断の結果、登校・登園が不可となった場合は、「非常変災害児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合等で、校長が出席しなくてもよいと認められた日」として扱います。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(※)についても、上記と同様の対応にしてください。

(※) 重症化のリスクが高い児童生徒等

厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」には「重症化しやすい方」として、以下のように記されています。

＜重症化しやすい方＞

高齢者をはじめ、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）などがある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方

登校・登園している児童生徒等については、上記以外にもさまざまな状況がありますので、詳細は主治医に確認してください。

(3) その他の自宅休養の判断・目安

幼児・児童・生徒の登園・登校に関しては、下記を目安に案内をしてください。

<p>児童生徒等が</p>	<p>児童生徒等の登園・登校について</p>
<p>コロナウイルスに感染</p>	<p>登園・登校可能になるまで(自宅療養期間)は出席停止。 <u>【症状がある場合】</u>…発症した後5日を経過し、かつ、 症状軽快後 1日を経過した場合には<u>6日目から登園・ 登校可能</u> <u>【症状がない場合】</u>…検体採取日から5日間を経過した 場合には<u>6日目に登園・登校可能</u>。 詳細は、通知2 令和5年4月28日付5文科初第34 5号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の 施行について」参照 なお、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用 を推奨します。</p>
<p>濃厚接触者</p>	<p>令和5年5月8日以降は、濃厚接触者の特定は行われない (登校・登園については、下表「同居家族が」参照)</p>
<p>症状あり</p>	<p>出席停止でなく、欠席(病欠)の取り扱いとなる</p>
<p>同居家族が</p>	<p>児童生徒等の登園・登校について</p>
<p>コロナウイルスに感染</p>	<p>園児・児童・生徒本人に感染が確認されておらず、症状 がなく、感染の可能性が低いと考えられる場合は登園・ 登校可能。 <u>症状があるなどで、感染が疑われる場合は出席停止。</u></p>
<p>家族等に症状があるがコロナウイルスの感染は判明していない</p>	<p>家族の症状の有無にかかわらず、園児・児童・生徒本人 に症状がない場合、登園・登校可能。</p>

一時的な発熱等であり、かつ、主治医(病院で受診している場合)から特段の指示がなく、
 解熱後に他の症状がない場合は、登園・登校を認めて構いません。

風邪症状がある場合は、登園・登校せず自宅で療養し、必要に応じて医療機関を受診して
 ください。またこの場合(コロナ感染でない場合、コロナ感染の可能性が低い場合)は、
 出席停止ではなく病欠の取り扱いとなります。

(4) 出席停止等について

① 出席停止等の取り扱い

- 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の取り扱い
新型コロナウイルス感染症に感染した児童生徒等、および同居家族が陽性となり本人にも症状があるなど感染が疑われる場合については出席停止となります。
※そのほか詳細は、(通知2) 令和5年4月28日付5文科初第345号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」および、【資料1】出席停止等取り扱い表(令和5年5月8日版)を参照してください。
- 感染不安で休ませたいと相談があった場合の取り扱い
同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など合理的な理由があるほか、校長が相当な理由があると判断できる場合には、欠席としないことができることとします。
- 従来濃厚接触者の取り扱い
児童生徒等自身に新型コロナウイルス感染が確認されていない、感染の可能性が低いと考えられる場合については、直ちに出席停止の対象とする必要はありません(登校可能)。
- 風邪症状がある場合には、症状がなくなるまでは無理をせずに、自宅で休養するよう指導することとなりますが、新型コロナウイルス感染が確認されていない、感染の可能性が低いと考えられる場合については、原則、欠席扱いとしてください。なお、その後、コロナ陽性が判明した場合は発症日に遡って出席停止としてください。
- 保護者への出席停止にかかる周知と解除の報告については令和4年8月25日付事務連絡「学校等欠席者・感染症情報システム導入に伴う学校における感染症対応について(依頼)」(通知4)を参照してください。

② 月例報告

- 出席停止に関する月例報告は「学校等欠席者・感染症情報システム」の運用開始に伴い、本システムへの入力をもって報告とします。

4 学校給食

- 教職員や児童生徒等、全員が食事の前後の手洗いを徹底してください。
- 区立小中学校、区立認定こども園の給食や幼稚園の昼食については、平時においては黙食やパーテーション、向き合わせにしない、などの特別な対応は不要です。向き合っての喫食や会話等も可能です。なお、換気には十分配慮してください。
- 給食当番の児童生徒や配食に携わる教職員は、特に健康状態に留意し、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状がある場合は当番を交替してください。
- 給食当番や配食に携わる教職員は、衛生対策として白衣・帽子・マスク等を必ず着用し、配食前に手洗いを確実に行ってください。
- 配食は、原則、器具（トング等）を利用してください。やむを得ず、使い捨て手袋を使用する場合は、十分な手洗い後に着用し、配食途中に顔や口、机等不必要な箇所を触らないように指導してください。
- おかわりに関しては、マスクの着用、配食時にしゃべらないなど衛生感染対策を行ったうえで、児童生徒自身で盛り付けることが可能です。



5 教育活動上の留意点

(1) 感染症対策について

- 家庭との連携による児童生徒等の健康状態の把握、適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生などの指導を継続して下さい。
- 感染状況が落ち着いている平時には、特段の感染症対策を講じる必要はありません。
- 校内で感染が流行している場合（学級閉鎖等を行っている場合）などには、本ガイドラインP8「2 感染流行時における感染症対策について」、および【通知1】文部科学省作成「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」P7、第3章「感染流行時における感染症対策について」を参考に、一時的に活動場面に応じた対策を講じてください。

(2) ICTの活用等による学習指導

- 学校行事等の様子については、オンラインでの配信を引き続き検討をしてください。
- 出席停止の措置を講じた場合や、やむを得ず登校を控えている児童生徒に対してはオンライン授業を含むICTを活用した学習指導に取り組んでください。学級閉鎖の際にはオンライン授業を実施してください。なお、児童生徒がICTを活用した学習を行った場合は「オンライン授業参加」として通知表や指導要録別記2に記載してください。

6 児童生徒への学習支援等

- 学級閉鎖中や、家庭での判断により登校を希望しない児童生徒について、家庭での学習支援として学校での授業のライブ配信などを検討してください。また、ドリル系アプリの活用や、双方向型アプリの活用を通して、個に応じた学習支援の充実を図ってください。

7 教育活動の見直し

- 臨時休業や分散登校等により計画通り実施ができなかった教育活動等を補うため、年間行事計画の変更や年間指導計画の見直しについて、随時検討し、必要な変更を行ってください。

8 コロナ感染者、マスクをつける・つけない等に対する偏見や差別への対処

- コロナ感染者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその

家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されません。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行ってください。

- 様々な理由からマスクの着用を希望する方や着用が難しい方がいます。マスクの着用・不着用に当たり、誤解や偏見に基づく不当な差別、いじめにつながるよう、指導を行ってください。なお、マスクの着用・不着用はどちらも尊重されるものであり、強制できるものではありません。

Ⅱ 陽性者等が発生した場合

1 コロナ感染者が発生した場合

学校や園は、児童生徒等のコロナ感染が判明した場合には、速やかに学校や園に知らせるよう、事前に保護者へ依頼してください。

(1) 児童生徒等が陽性者の場合

- ① 当該児童生徒等について、登校可能となるまでの間、出席停止とし、陽性者の情報を学校、園は「学校等欠席者・感染症情報システム」への入力し報告します。

(2) 臨時休業（学級閉鎖等）基準及び期間

①学級閉鎖

季節性インフルエンザの対応に準じることとし、教育委員会は、当該児童生徒等の症状の有無、学校・園内における活動の態様、感染状況やその要因等によって、臨時休業の実施の有無をはじめ、その規模及び期間について判断します。

必要に応じて、教育委員会では、学校保健安全法第20条に基づき、当該校・園について臨時休業（全校閉鎖、学年閉鎖、学級閉鎖）を行います。

- ②閉鎖決定後の対応学級閉鎖決定後、学校・園は、「すぐーる」にて学級閉鎖決定を保護者あてに周知してください。また、合わせて学校・園担当の内科医（また、直近で健康診断や環境検査等が予定されている場合は、関係する園医や校医、歯科医、薬剤師）にも最終的な閉鎖規模や閉鎖期間を速やかにお伝えください。その後、閉鎖期間終了日（＝翌日より学級再開となる日）には翌日より登園・登校が可能となる旨保護者あてに周知をお願いします。

(3) 教職員・学校/園内関係者（委託事業者等）の感染が判明した場合

- ・ 教職員等の感染が判明した場合は、営業日の業務時間内外を問わず、本人又は家族等から速やかに所属する学校長・園長、副校長・副園長、主幹教諭等へ連絡してください。

- ・ 委託事業を所管している教育委員会内各課は、その委託事業を行っている従事者の感染が判明した場合を想定し、速やかに委託事業者等から所管課までの報告体制を構築する。

なお、委託事業者からの報告を受けた所管課は、児童生徒等や教職員の感染が確認された場合に準じた対応を実施します。

- ・ 校長や園長は、当該教職員については、治癒するまでの間は休ませるとともに、感染報告について、教育委員会の人事担当課の指示に従い、連絡が必要であれば、人事担当課へ連絡してください。

2 陽性者等が発生した場合の備え

- 学校・園と保護者との連絡体制について

学校緊急連絡情報配信サービスへの登録

児童生徒等にコロナ感染者が学級閉鎖を決定した場合は、各学校・園より保護者へ緊急連絡を行います。

各学校・園は、保護者へ学校緊急連絡情報配信サービスへの登録を速やかに行うよう促していただき、スムーズに保護者へ連絡が行えるような体制を整えてください。

※新1年生や転入生などで学校緊急連絡情報配信サービスへの登録が済んでいない保護者については、電話等での緊急連絡が行えるよう、電話番号の確認等を行ってください。

令和5年5月

世田谷区教育委員会事務局

教育総務部学校健康推進課 学校健康推進係

電話 03-5432-2693